

学校法人青葉学園理事選任機関運営規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人青葉学園寄附行為（以下「寄附行為」という）第6条第9項に基づき設置する理事選任機関の運営に関し必要な事項を定め、もって理事選任機関の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（任務）

第2条 理事選任機関は、学校法人青葉学園の理事の選任及び解任を行うことを任務とする。

（名称）

第3条 理事選任機関を、「理事選任会議」と称する。

2 寄附行為第6条第2項に定める理事選任機関選考会議を、同36条に定める「評議員会」とする。

（任期）

第4条 前条に定める理事選任会議の構成員（以下「構成員」という）の任期は4年とする。ただし、任期の満了前に退任した構成員の補欠として選任された構成員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 構成員は、再任されることができる。

（評議員会の招集）

第5条 第3条第2項に基づき、理事選任機関選考会議として評議員会を開催する場合には、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

（構成員の選任）

第6条 評議員会は、構成員として、寄附行為第6条第1項に基づき、理事から2名、評議員から2名及び学園長を選任する。

2 前項において、学園長が不在の場合は、理事から2名、評議員から2名を選任する。

（理事選任会議の議長）

第7条 理事選任会議の議長は、構成員の互選により選出する。

（理事選任会議の招集）

第8条 理事選任会議は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(報酬)

第9条 構成員が理事及び学園長の場合の報酬については、理事は役員報酬に、学園長は学園長報酬にそれぞれ含まれることとする。

2 構成員が評議員の場合の報酬については、評議員が理事選任会議に出席した場合に、出席手当を支給することとし、その金額（日額）は学校法人青葉学園役員報酬等支給基準規程別表に定める範囲内で理事長が決定する。なお、本学常勤職員の評議員及び報酬を辞退する評議員には出席手当は支給しない。

(議事録)

第10条 理事選任会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した構成員のうちから互選された者2人以上が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。）又は記名押印し、理事選任会議の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(庶務)

第11条 理事選任会議に関する事務は、企画部で行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て理事長が定める。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。